

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系タービン建屋排風機(C)電動機の負荷側軸受において、グリス補給ラインに詰まりが認められたため、当該部分を点検・清掃。	GⅢ	
2	3号機	原子炉再循環流量制御系(現在停止中)において、「再循環流量制御装置軽故障」警報が発生／復帰を繰り返したことから、当該警報発生の原因調査・対策検討。	GⅢ	
3	その他	危険物取扱い作業及び工事監理員の変更に関する行為において、社内規定である「工事共通仕様書[原子力]」及び「工事監理マニュアル」の要求事項を遵守していないこと(危険物の持込種別・量が未記載、作業の事前検討会の欠員、工事監理員の変更未実施)が認められたため、当該行為について原因調査・対策検討。	GⅡ	
4	その他	「工事監理員研修(安全管理編)」の電子版研修資料において、社内規定である「工事監理員研修(安全管理編)」の改訂内容が一部反映されていない箇所が認められたため、当該箇所について原因調査・対策検討。 なお、電子版に反映されていない改訂内容は別研修で補完を実施。	GⅢ	